

港区マンションエレベーター安全装置等設置助成事業実施要綱

平成28年3月18日

27港街建第2046号

(目的)

第1条 この要綱は、港区内のマンションの既存のエレベーターに安全装置等（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置及び耐震対策をいう。）を設置する改修工事を行う区民等に対し、港区がその工事に要した費用の一部を助成することにより、エレベーターの安全性の向上を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸開走行保護装置 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の10第3項第1号に定める装置をいう。
- (2) 地震時管制運転装置 令第129条の10第3項第2号に定める装置をいう。
- (3) 耐震対策 エレベーターが令第129条の4に定める構造方式の基準を満たすための措置をいう。
- (4) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (5) 管理組合等 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体をいう。
- (6) マンション 住宅の用途に供する部分の床面積が建物の延べ床面積の3分の2を超える共同住宅をいう。
- (7) 設置工事 エレベーターの改修工事で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 新たに戸開走行保護装置を設置するもの
 - イ 新たに戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置を設置するもの
 - ウ 新たに戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置を設置し、並びに耐震対策を行うもの
 - エ 地震時管制運転装置が設置されているエレベーターに新たに戸開走行保護装置を設置し、及び耐震対策を行うもの

2 前項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び令で使用する用語の例による。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、設置工事に係るエレベーターが存するマンションの所有者又は管理組合等で次条に規定する助成金の交付対象となる工事を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる条件の全てを満たさない者は、助成対象者とし

ない。

(1) 法人にあつては事業税及び法人住民税を、個人にあつては、本人及びその世帯に属する者が区市町村民税を滞納していないこと。

(2) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた者については、助成対象者とすることができる。

(助成対象工事)

第4条 港区内のマンションに設置されているエレベーターに行う設置工事を、助成金の交付対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 住戸内のみを昇降するエレベーターに設置工事を行う場合

(2) 法第6条第1項の規定による確認の申請を必要とする設置工事を行う場合

(3) この要綱に基づく助成以外の助成金等を受ける設置工事を行う場合

2 助成対象工事は、同一のエレベーターについて1回を限度とする。

(助成金額)

第5条 区長は、申請者に対し、助成対象工事に係る費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。

2 前項の規定による助成金の額は、次の各号に定めるところによる。ただし、助成金の額は、エレベーターの改修工事費用の2分の1（1万円未満の端数は、切り捨てる。）以下の額とする。

(1) 第2条第1項第7号アに定める設置工事については、設置工事費用のうち戸開走行保護装置を設置するために係る費用とし、上限は300万円とする。

(2) 第2条第1項第7号イに定める設置工事については、前号の規定による額に、設置工事費用のうち地震時管制運転装置を設置するために係る費用の2分の1かつ50万円以下の額を加えた額とする。

(3) 第2条第1項第7号ウに定める設置工事については、前号の規定による額に、設置工事費用のうち耐震対策をするために係る費用の2分の1かつ50万円以下の額を加えた額とする。

(4) 第2条第1項第7号エに定める設置工事については、第1号の規定による額に、設置工事費用のうち耐震対策をするために係る費用の2分の1かつ50万円以下の額を加えた額とする。

3 前2項の規定による助成対象工事に要する費用は、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

(事前審査)

第6条 助成を受けようとする者は、助成対象工事を実施する前にマンションエレベーター安全装置等設置助成に関する事前審査申請書（第1号様式）の正本及び副本に、それ

ぞれ、次に掲げる書類を添えて、区長に事前審査を申請しなければならない。

- (1) 助成対象工事を行うエレベーターの法第7条第5項に規定する検査済証の写し又はこれに代わる書類として区長が認めるもの
 - (2) 助成対象工事を行うエレベーターを設置している建築物の法第7条第5項に規定する検査済証の写し又はこれに代わる書類として区長が認めるもの
 - (3) 助成対象工事を行うエレベーターの法第12条第3項の規定による報告書で直近のものものの副本の写し
 - (4) 令第129条の10第4項の規定による認定書の写し
 - (5) 建物の登記事項証明書
 - (6) 建物平面図
 - (7) 工事見積書の写し（助成金の交付対象となる部分が明確となる内訳書を含む。）
 - (8) エレベーターの改修工事の工程表
 - (9) マンションの管理規約の写し（助成を受けようとする者が管理組合等の場合）
 - (10) エレベーターの改修工事を行うことについて管理組合等において議決されていることを記録する書面（助成を受けようとする者が管理組合等の場合）
 - (11) その他区長が必要と認める書類
- （事前審査結果の通知）

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、助成の対象の適否を確認し、事前審査結果通知書（第2号様式）により申請者に審査結果を通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による事前審査の結果、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（工事の着手）

第8条 事前審査結果通知書で、第3条、第4条及び第6条に適合していることの通知を受けた者（以下「事前審査承認者」という。）は、工事の着手前に、工事着手届（第3号様式）の正本及び副本に、それぞれ、工事契約書の写し（助成金の交付対象となる部分が明確となる内訳書を含む。）を添えて、区長に提出しなければならない。

（工事内容変更の審査）

第9条 事前審査承認者は、第6条又は前条の規定による申請等の内容に変更が生じた場合は、変更内容が確認できる書類を添えて、エレベーター改修工事助成に関する工事内容変更申請書（第4号様式）の正本及び副本に、それぞれ、変更内容が確認できる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、助成の対象の適否を確認し、適合している場合は工事内容変更審査結果通知書（第5号様式）により申請者に審査結果を通知するものとし、適合していない場合は第17条第2項の取消通知書により通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による工事内容変更の審査の結果、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(工事の取りやめ)

第10条 第6条の規定による事前審査を申請した者又は事前審査承認者は、助成対象工事を取りやめるときは、工事取りやめ届(第6号様式)の正本及び副本を区長に提出しなければならない。

(工事の完了)

第11条 事前審査承認者は、助成対象工事を完了したときは、速やかに工事完了届(第7号様式)の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

(1) エレベーターの試験成績表

(2) 工事写真(各工程の施工中及び施工後の写真)

(3) エレベーターのかご及び主要な支持部分の材料として、国際規格等に適合した鋼材を用いていることが確認できる規格品証明書(助成対象工事が第2条第1項第7号ウ又はエに定める設置工事の場合)

(完了検査)

第12条 区長が前条の規定による工事完了届を受理した場合は、当該工事に係るエレベーターの検査を行い、助成の対象の適否を確認し、適合している場合は検査完了通知書(第8号様式)により申請者に検査結果を通知するものとし、適合していない場合は第17条第2項の取消通知書により通知するものとする。

(助成申請)

第13条 事前審査承認者は、前条の規定により、検査完了通知書を受理した場合は、速やかに助成金交付申請書(第9号様式)の正本及び副本に、それぞれ、次の書類を添えて、区長に提出するものとする。

(1) 工事施工者の助成対象工事代金請求書及び領収書の写し(助成金の交付対象となる金額が明確となる内訳書を含む。)

(助成金の交付決定)

第14条 区長は、事前審査承認者から前条の規定による助成申請の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成の対象の適否を確認し、適合している場合は速やかに助成金交付決定通知書(第10号様式)により当該事前審査承認者に通知するものとし、適合していない場合は第17条第2項の取消通知書により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、請求書(第11号様式)に次の書類を添えて、区長に助成金の交付を請求するものとする。

(1) 支払金口座振替依頼書

(2) 前条の規定による通知書の写し

(3) その他区長が必要と認める書類

2 助成申請と助成金の交付請求は、同一年度内とする。

(助成金の交付)

第16条 区長は、前条の規定による交付請求があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成決定者に助成金を交付するものとする。

(事前審査結果又は助成金交付決定の取消し)

第17条 区長は、事前審査承認者又は助成決定者が次の各号のいずれかに該当するとき、事前審査結果又は交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定の内容又はこれに付した条件と異なるとき。

(4) この要綱又はその他法令に基づく命令に違反したとき。

(5) 工事上の重大な^か瑕疵^とが判明したとき。

(6) 予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。

(7) 港区暴力団排除条例(平成26年港区条例第1号)第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

(8) その他区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により事前審査結果又は助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、取消通知書(第12号様式)により、事前審査承認者又は助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第18条 第16条の規定により助成金の交付を受けた者で、前条第1項の規定により交付の取消しを受けたものは、区長が定める期限までに助成金を返還しなければならない。

2 区長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、エレベーター改修工事助成金返還通知書(第13号様式)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 前条第2項の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る助成金の受領の日から返還金の納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 前条の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、返還金を納付期限の日までに納付しなかったときは、納付期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たり

の割合とする。

(違約加算金の計算)

第20条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合においては、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金は、その納付金額を控除した額とする。

(維持管理)

第22条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、工事完了後のエレベーターを良好な状態を保持するため、適切な維持管理に努めなければならない。

(調査)

第23条 区長は、この要綱による助成金の交付を受けた者に対し、必要な調査を行い、資料の提出を求めることができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関しては、港区補助金等交付規則（昭和48年港区規則第4号）の定めるところにより、その他必要な事項は、街づくり支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。